

三木市記者発表資料 (令和3年3月23日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 生活環境課	課長 西本正仁 (内線 2380)	空き家対策係	0794-82-2000 (内線 2381)

タイトル	
「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結	
内 容	
<p>三木市は、公益社団法人三木市シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結します。</p> <p>本協定は、空家等の適正管理を促進することによる管理不全空家の発生防止を目的としています。</p> <p>本協定の締結により、空家等の適正管理にかかる啓発や情報発信を市と同法人が連携して行います。</p> <p>このことにより、市内の空家等の管理の適正化が進み、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与することを期待しています。</p>	
1 協定調印式	
(1) 日 時	令和3年3月24日(水) 午後3時～3時30分
(2) 場 所	三木市役所 4階 市長応接室
(3) 協定締結先	公益社団法人三木市シルバー人材センター
(4) 出席予定者	三木市 市 長 仲田 一彦 他 公益社団法人三木市シルバー人材センター 理 事 長 森本 敏 副理事長 進藤 輝司 常務理事 兼事務局長 永尾 勝彦
2 協 定 書	別紙協定書のとおり
セールスポイント	
<p>空家等の所有者には、草木の繁茂や外壁の破損等により近隣住民に迷惑がかからないよう、空家等を適正に管理する責任があります。</p> <p>しかし、居住地から離れた場所にある空家等を所有している場合、状況確認のための移動や管理にかかる負担が大きく、適正管理の維持継続が課題となってきます。</p> <p>本協定における空家等管理業務は、所有者に代わって空家等の見回り・点検を行い、トラブルの未然防止及び早期解決を図ります。</p> <p>遠方(市外)に居住している等の理由により自主管理が困難な所有者等に、選択肢のひとつとして検討していただきたい内容となっています。</p>	